

第2次一関市協働基本計画の概要

令和4年3月策定 計画期間：令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）

1 策定の目的

市民一人ひとりが個性や能力を生かしながら、自らが主体となって、連携して活力と魅力あるまちづくりを進めるための、基本的な方向と取組の仕方を示すために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、一関市総合計画を上位計画とし、総合計画基本計画で定める「市民と行政との協働のまちづくりの推進」の実行計画とするものであり、「協働のための仕組みづくり」を推進するための計画である、第2次一関市地域協働推進計画の取組の方針や目指す姿を示す計画と位置付けるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

4 基本計画策定にあたって

一関市は、協働のまちづくりの推進を施策に掲げ、平成22年12月に「一関市協働推進アクションプラン」を策定し、協働のための「人づくり」「環境づくり」「仕組みづくり」に取り組み始めました。

協働の定義を「継続的な話し合いと合意形成」とし、これまで市民と行政が対等に話し合い、課題や解決方法に向き合う基礎を構築してきました。こうしたことにより、一関市総合計画をはじめとする各種計画の策定過程における市民参加型のワークショップの開催など、市民参画の推進を図ってきたところです。

また、市民主体の地域づくり活動の促進と、市民と行政の協働によるまちづくりを推進する分野別計画として「一関市地域協働推進計画」を策定し、各分野においての取組を行ってきました。

- 一関市地域協働推進計画（計画期間 平成26年度から平成30年度）
- 第2次一関市地域協働推進計画（計画期間 平成31年度から令和5年度）

この一関市地域協働推進計画に基づく、協働のための仕組みづくりを具現化する取組により、地域協働体の設立や市民センターを拠点とした地域づくりなどが展開されています。

一方で、時間の経過とともに、目的意識の変化や人口減少と少子高齢化の進行など、社会情勢が大きく変動しており、地域が抱える課題や市民ニーズも高度化、多様化しています。様々な市民ニーズに対応していくためには、多様な担い手がそれぞれの特性を活かしながら、市民と行政が協力し課題解決に取り組むことがますます必要になっています。

そのため、これまでの取組の成果と課題を踏まえ、社会情勢の変化に対応した協働のまちづくりをより一層推進するため、一関市協働推進アクションプランの見直しを行いました。

見直しにおいては、一関市協働推進アクションプランに掲げている「目指すまちの姿」「協働の考え方」「協働の取組の基本方針」を引き継ぐとともに、一関市総合計画との整合性を図ることから、新たに計画期間を定めて定期的な見直しを行うこととし、さらには、計画の名称を「一関市協働基本計画」に改め、第2次の一関市協働基本計画としたところです。

本市では、市民と行政の協働のまちづくりのため、市民が主体となって行う地域づくり活動を支援し、地域協働の推進に取り組んできました。引き続き、この協働の仕組みの実践により、地域協働を進め、総合計画に示されている将来像の実現を目指します。

5 本計画の目指す姿

『協働の仕組みが実践される住み良い地域社会を創る』

本計画は、すべての人が地域を支え、創る一員として行動することにより「協働の仕組みが実践される住み良い地域社会」を目指します。

6 協働の考え方

■ 協働とは

協働とは、「協働の主体である市民組織、企業、行政がお互いの立場を尊重し、公共的、公益的な活動を継続的な話し合いと合意により、協力して行動すること」をいいます。

また、一関市では、協働のスタイルとなる行動基準を次の3つとします。

- 対等の立場で相互の役割と責任を果たすこと。
- 地域課題を解決するため、継続して話し合うこと。
- 地域の良さを尊重し、地域コミュニティを重視したまちづくりを推進すること。

■ 協働の原則

一関市では、協働の原則を次の5つとします。

（1）自主、自立、対等の原則

自主性を尊重し、自立してそれぞれの持てる力を発揮し合うこと。

また、対等な横の関係にあって、お互いを補完し合い（補完性の原則）、おのおのの独自性や専門性を高めていくこと。

（2）相互理解、目的共有の原則

お互いの立場や特性を十分に理解し、協働の目的や役割、活動に必要な情報を共有し、お互いの信頼関係を築いていくこと。

（3）公正、公平、公開の原則

選定や活動に対する評価において、公正、公平な判断を行い、協働の取組が誰からも理解を得られるように、積極的に情報を公開し、説明責任を果たしていくこと。

（4）評価、検証の原則

行政が負担する予算、事業規模等が、当初計画したとおり完結したかどうかなど、協働して取り組んだ事業の評価、検証を行うこと。

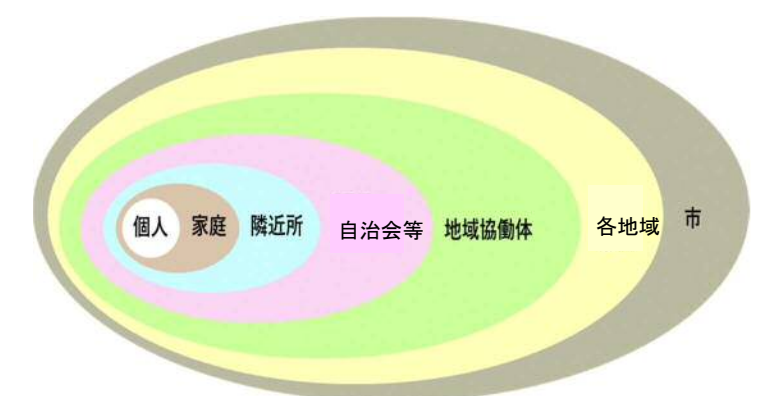
（5）話し合いの継続の原則

上記の4つの原則を踏まえ、話し合いを継続していくこと。

○ 補完性の原則

これまで公共サービスは専ら行政が担うものとして、その範囲を拡大してきましたが、多様化する住民ニーズに対して、市民、地域、行政等が連携し、お互いが支えあい、補完しながら解決するという「補完性の原則」の考え方を基本に進めていきます。

協働のまちづくりにおける補完性の原則のイメージ図



■ 協働による効果

協働で取り組むことにより得られる効果は、次のようなものが考えられます。

(1) 個人

- ① 市民ニーズに合った、きめ細やかで多様な公共サービスの提供を受けることができます。
- ② 自治会活動、市民活動などに参画する機会が増え、自己啓発や自己実現につながります。
- ③ 自治の基本ともいえる自己決定、自己責任を基調とする、市民が主体となったまちづくりが推進されます。

(2) 自治会等

- ① 役員の担い手育成や、組織における負担軽減などが図られることで、持続可能な地域づくりにつながります。
- ② 話し合いへの参加の機会が広がり、より多くの市民による活動が可能となります。
- ③ 組織のレベルアップを図ることも可能になります。

(3) 市民活動団体

- ① 専門分野の課題を把握することができ、専門性を活かした取組につながります。
- ② 行政との相互理解が図られ、改善提案ができます。
- ③ 企業、団体との連携により、より専門的な事業や研究が可能となります。

(4) 企業

- ① 地域の一員として、社会的信頼が高まります。
- ② 専門性を活かした人的、技術的な社会貢献が可能となります。
- ③ 市民活動団体との連携により、活動の幅が広がり、課題の把握が可能となります。

(5) 行政

- ① 市民ニーズの把握と施策決定の透明性が確保されます。
- ② 市民と共通した認識で施策を実行することができます。
- ③ 事務事業の見直しにより、新たな市民ニーズへの対応が可能となります。

7 協働の取組の基本方針

地域を取り巻く現状や、これまでの取組成果と課題を踏まえ、次の3つを施策の基本方針に掲げ、各種事業に取り組みます。

基本方針1 協働のための人づくり

(1) 市民意識の啓発

- ① 地域の課題や将来像をお互いに共有し、役割を分担して取り組む、協働のまちづくりに関する総合的な情報提供を行います。
- ② 「自らがまちづくりの担い手である」という意識を高め、市民一人ひとりのまちづくりへの自発的な関わりを促進します。

(2) 地域の人材育成

- ① 市民組織の中心的な役割を担う人材を、あらゆる機会を活用し育成します。
- ② 市民の誰もが学習できるような機会を確保、提供し、幅広い年代の参画につなげます。

(3) 市職員の意識高揚

- ① 協働のまちづくりに関する共通理解を図るとともに、課題解決に必要な力を向上させるため、職員研修に取り組みます。
- ② 一市民としてもまちづくり活動に参画します。

基本方針2 協働のための環境づくり

(1) 協働の主体の充実

- ① 協働の主体となる持続可能な組織に向けて、若者など幅広い年代が参画しやすい仕組みづくりを進めます。
- ② 市内の各地域や民間事業者（企業）などの様々な主体との交流や連携を進め、多様な人材が参画するまちづくりを促進します。

(2) 協働を進めるための場づくり

- ① 自治会等の集会施設整備に努めます。
- ② 地域協働体が地域の円卓会議の役割を担い、活発な意見交換ができるよう推進します。

基本方針3 協働のための仕組みづくり

(1) 情報の共有と意見の反映

- ① 行政情報を可能な限りわかりやすく各種媒体を活用して提供に努めるとともに、市民の意見や提言について施策等への反映に努めます。
- ② 市民と行政は、意見交換の機会確保に努め、幅広い年代の市民同士での情報提供、意見交換に努めます。

(2) 行政等の支援

- ① 市民組織が行う公共的、公益的活動について、行政等は人、物、お金の支援を行います。

(3) 中間支援組織による支援

- ① いちのせき市民活動センターなどを中間支援組織として位置付け、行政との役割分担を行い、組織相互の連携促進と市民組織の活動を支援します。

(4) 事業形態の選択活用

- ① 協働による事業形態は、相乗効果が最も見込まれるものを選択して、その機能が十分生かされるよう努めます。

(5) 地域協働の仕組みづくり

- ① 地域協働体を中心とした市民主体の地域協働の仕組みづくりを促進し、地域の活性化を図ります。
- ② 市民センターを地域づくりの拠点として位置付け、地域の活力の創出につなげます。

8 協働の取組の推進

■ 一関市協働推進会議

一関市の協働推進について、全市的な情報共有、意見交換等を行う中核組織として一関市協働推進会議を設置し、協働の推進状況と協働で取り組んだ事業の評価や検証等を行います。

■ 評価と検証

市は、協働で取り組んだ事業について、参加者を対象としたアンケート調査や、意見募集等を行い、第三者視点による評価に努めるとともに、市協働推進会議で客観的な評価、検証を行います。

■ 基本計画の見直し

この基本計画は、社会情勢の変化に対応し、協働のまちづくりをより一層推進するため、市協働推進会議の意見を踏まえて、総合計画基本構想の策定の翌年度に見直します。